

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月13日
【四半期会計期間】	第59期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	株式会社永谷園
【英訳名】	NAGATANIEN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 町田 東
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋二丁目36番1号
【電話番号】	03-3432-2511(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 松村 雅彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋二丁目36番1号
【電話番号】	03-3432-2511(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 松村 雅彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第3四半期 連結累計期間	第59期 第3四半期 連結累計期間	第58期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(百万円)	51,557	51,192	66,905
経常利益(百万円)	3,451	4,654	3,052
四半期(当期)純利益(百万円)	1,966	2,556	1,049
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,553	2,637	556
純資産額(百万円)	24,026	24,934	22,933
総資産額(百万円)	57,465	54,936	55,023
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	52.00	67.10	27.69
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	41.5	45.3	41.6
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,170	4,361	1,219
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,880	890	4,159
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	5,401	4,482	4,859
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	8,954	7,171	8,183

回次	第58期 第3四半期 連結会計期間	第59期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	34.54	37.05

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、潜在株式がないため記載しておりません。

4 第58期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、東日本大震災の影響による一時的な落ち込みから回復傾向を示していたものの、欧州における財政不安及び米国の景気低迷に伴う円高の長期化やタイの洪水被害により、先行き不透明な状況が続きました。当社グループを取り巻く市場環境も低迷する雇用・所得環境や、消費税増税に対する不安感から消費者の購買マインドが冷え込む等、引き続き厳しい状況で推移いたしました。

このような経営環境の下、当社グループにおきましては、「基幹商品カテゴリーの売上獲得」と「商品の安定供給」を課題とし、グループ全体の総力を上げて取り組んでまいりました。

販売面につきましては、第3四半期では、お茶づけカテゴリーにおいて、購買層をターゲットとした「親子茶碗ブレゼントキャンペーン」を実施するとともに、話題のタレントを起用したCMを投入し、拡販活動を積極的に展開してまいりました。また中華惣菜カテゴリーにおいて、主力商品である「麻婆春雨」が平成23年11月で発売30周年を迎えたことから、同商品のブランド認知を更に高めるため、記念パッケージ商品の投入やホームページ上での特設サイトの開設等に取り組んでまいりました。

生産面につきましては、グループ会社に新たな製造ラインを導入し、生産効率の向上と内製化による品質の安定を図るとともに、冬期の節電対策として、夏期に引き続き工場における稼働時間の平準化の徹底や自家発電機を活用したことで、安定して商品を供給できる体制を構築してまいりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は511億92百万円（前年同期比0.7%減）となりました。一方、利益面につきましては、主な要因として、製造原価の低減と販売促進費の減少により営業利益45億73百万円（同32.4%増）、経常利益46億54百万円（同34.9%増）、四半期純利益25億56百万円（同30.0%増）となりました。

なお、当社グループは食料品事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローは、投資活動及び財務活動による現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の減少額が、営業活動による資金の増加額を上回ったことにより、10億11百万円減少し、当第3四半期連結会計期間末の資金残高は、71億71百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当第3四半期連結累計期間における営業活動による資金の増加額は43億61百万円（前第3四半期連結累計期間は11億70百万円の増加）となりました。これは主に、法人税等の支払があったものの、税金等調整前四半期純利益及び減価償却費の計上により資金が増加したことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当第3四半期連結累計期間における投資活動による資金の減少額は8億90百万円（前第3四半期連結累計期間は38億80百万円の減少）となりました。これは主に、有形及び無形固定資産の取得、関係会社貸付け並びに子会社株式の取得による支出があったことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当第3四半期連結累計期間における財務活動による資金の減少額は44億82百万円（前第3四半期連結累計期間は54億1百万円の増加）となりました。これは主に、短期借入金及び長期借入金の返済並びに配当金の支払によるものです。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えております。

2) 基本方針の実現に資する取組みについて

創業以来、当社及び当社グループは創意と工夫で他にはない優れた価値を持つ商品やサービスをお客様にお届けしようと努力してまいりました。その結果、今日の「永谷園ブランド」の地位があります。そして、「永谷園ブランド」を支持して下さるお客様の期待に応えるためにも、当社及び当社グループは常に新しい価値を提供し続けてまいります。そのために、これまでの取組みをいっそう強化するとともに、業務用商品や健康感のある素材に着目した商品など新たな市場における「永谷園ブランド」の提供及び価値の向上にチャレンジしてまいります。

これらの課題を着実に実行することで、当社及び当社グループの持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社及び当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

3) 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

本プランの概要につきましては、以下のとおりです。なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載されている平成23年5月13日付「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。

（当社ホームページ：http://www.nagatanien.co.jp/ir/library/brief_note/）

(1) 本プランに係る手続き

対象となる大規模買付等

本プランは当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行ない、又は行なおうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。

「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

「本必要情報」の提供

上記の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

ただし、買付者等からの情報提供の迅速化と、当社取締役会で延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を「意向表明書」受領から最大で60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了した時は、その時点で直ちに取締役会評価期間（にて後述いたします。）を設定するものといたします。（ただし、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。）

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行なった後又は情報提供期間満了後、その翌日を開始日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行なうものといいたします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行なうものといいたします。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合は、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

取締役会の決議

当社取締役会は、に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに、相当と認められる対抗措置の発動又は不発動の決議を行なうものといいたします。

当社取締役会は、上記の決議を行なった場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、()買付者等が大規模買付等を中止した場合又は()対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を行なうものといいたします。

当社取締役会は、上記決議を行なった場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

大規模買付等の開始

買付者等は、上記 から に規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものといいたします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1) に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行なうことといたします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成26年6月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものといいたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといいたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示いたします。

4) 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されたものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランを平成23年6月29日開催の当社第58回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき継続いたしました。上記3) (3)に記載したとおり、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行なう当社取締役会の諮問機関として独立委員会を設置いたします。

独立委員会は、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行なうこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行なわれる仕組みを確保しております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3) (1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3) (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は1年であり、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成を一度に変更することができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における研究開発費の総額は、4億12百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、新たに確定した重要な設備の改修計画は次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調 達方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
提出会社 生産業務 センター	東京都大田区	食料品事業	品質管理 業務 建物	400		自己資金	平成24年4月	平成24年9月

(注) 上記金額には、消費税は含んでおりません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	116,000,000
計	116,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月13日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	38,277,406	38,277,406	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	38,277,406	38,277,406		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
自平成23年10月1日 至平成23年12月31日		38,277		3,502		6,409

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしておりま
す。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 166,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 37,680,000	37,680	-
単元未満株式	普通株式 431,406	-	-
発行済株式総数	38,277,406	-	-
総株主の議決権	-	37,680	-

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （%）
（自己保有株式） 株式会社永谷園	東京都港区西新橋 二丁目36番1号	166,000	-	166,000	0.43
計	-	166,000	-	166,000	0.43

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,185	7,221
受取手形及び売掛金	11,163	11,805
商品及び製品	1,919	2,606
仕掛品	463	437
原材料及び貯蔵品	3,331	3,457
その他	965	1,107
貸倒引当金	11	5
流動資産合計	26,019	26,630
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	14,221	14,516
減価償却累計額	8,790	9,102
建物及び構築物(純額)	5,430	5,414
機械装置及び運搬具	11,784	12,060
減価償却累計額	8,952	9,334
機械装置及び運搬具(純額)	2,832	2,726
土地	11,127	11,127
リース資産	1,375	1,645
減価償却累計額	478	672
リース資産(純額)	896	973
建設仮勘定	26	8
その他	1,794	1,824
減価償却累計額	1,477	1,518
その他(純額)	317	305
有形固定資産合計	20,631	20,554
無形固定資産		
のれん	77	53
その他	148	122
無形固定資産合計	225	176
投資その他の資産		
投資有価証券	5,843	5,623
その他	2,405	2,047
貸倒引当金	101	95
投資その他の資産合計	8,147	7,574
固定資産合計	29,004	28,306
資産合計	55,023	54,936

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,549	7,273
短期借入金	5,208	1,940
未払法人税等	574	1,171
賞与引当金	485	189
災害損失引当金	338	14
その他	5,687	6,553
流動負債合計	18,845	17,143
固定負債		
社債	7,000	7,000
長期借入金	3,217	2,812
退職給付引当金	413	508
役員退職慰労引当金	50	-
資産除去債務	50	51
その他	2,513	2,486
固定負債合計	13,245	12,858
負債合計	32,090	30,002
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,502	3,502
資本剰余金	6,509	6,509
利益剰余金	16,918	18,884
自己株式	132	177
株主資本合計	26,798	28,719
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	542	539
土地再評価差額金	3,373	3,303
その他の包括利益累計額合計	3,916	3,842
少数株主持分	50	57
純資産合計	22,933	24,934
負債純資産合計	55,023	54,936

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	51,557	51,192
売上原価	28,371	27,526
売上総利益	23,186	23,666
販売費及び一般管理費		
販売促進費	8,752	8,477
賞与引当金繰入額	100	99
その他	10,878	10,515
販売費及び一般管理費合計	19,730	19,092
営業利益	3,455	4,573
営業外収益		
受取利息	3	3
受取配当金	109	114
不動産賃貸料	66	85
その他	106	122
営業外収益合計	285	325
営業外費用		
支払利息	136	109
その他	152	135
営業外費用合計	289	244
経常利益	3,451	4,654
特別利益		
受取保険金	-	94
災害損失引当金戻入額	-	54
特別利益合計	-	148
特別損失		
減損損失	15	-
災害による損失	-	30
固定資産除却損	7	-
投資有価証券評価損	8	408
会員権評価損	-	31
特別退職金	3	-
店舗閉鎖損失	4	-
リース解約損	0	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	69	-
解約違約金	43	-
社葬費用	-	31
特別損失合計	152	501
税金等調整前四半期純利益	3,298	4,301
法人税等	1,320	1,736
少数株主損益調整前四半期純利益	1,978	2,564
少数株主利益又は少数株主損失()	11	7
四半期純利益	1,966	2,556

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,978	2,564
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	424	2
土地再評価差額金	-	70
その他の包括利益合計	424	72
四半期包括利益	1,553	2,637
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,541	2,630
少数株主に係る四半期包括利益	12	7

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,298	4,301
減価償却費	1,228	1,172
減損損失	15	-
のれん償却額	23	23
貸倒引当金の増減額（は減少）	56	11
賞与引当金の増減額（は減少）	272	296
退職給付引当金の増減額（は減少）	149	95
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	3	50
災害損失引当金の増減額（は減少）	-	324
受取利息及び受取配当金	113	117
支払利息	136	109
受取保険金	-	94
投資有価証券売却損益（は益）	0	-
投資有価証券評価損益（は益）	8	408
会員権評価損	-	31
その他の営業外損益（は益）	10	2
その他の償却額	13	12
有形固定資産除売却損益（は益）	34	31
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	69	-
社債発行費	37	-
売上債権の増減額（は増加）	3,094	636
たな卸資産の増減額（は増加）	225	786
仕入債務の増減額（は減少）	235	723
未払金及び未払費用の増減額（は減少）	611	583
未払消費税等の増減額（は減少）	84	51
その他の資産・負債の増減額	69	77
小計	2,227	5,151
利息及び配当金の受取額	113	117
利息の支払額	85	105
保険金の受取額	-	273
法人税等の支払額	1,085	1,075
法人税等の還付額	0	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,170	4,361

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	20	18
有形及び無形固定資産の取得による支出	4,105	708
有形固定資産の売却による収入	1	9
有価証券の償還による収入	5	-
関係会社貸付けによる支出	-	92
投資有価証券の取得による支出	9	7
投資有価証券の売却による収入	14	1
関係会社出資金の払込による支出	65	-
子会社株式の取得による支出	3	92
差入保証金の差入による支出	10	2
差入保証金の回収による収入	329	30
その他	17	11
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,880	890
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	3,850	3,200
ファイナンス・リース債務の返済による支出	199	245
長期借入れによる収入	3,000	-
長期借入金の返済による支出	408	472
社債の発行による収入	6,962	-
自己株式の純増減額（は増加）	435	45
配当金の支払額	538	519
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,401	4,482
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,691	1,011
現金及び現金同等物の期首残高	6,263	8,183
現金及び現金同等物の四半期末残高	8,954	7,171

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用	<p>第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p>
2. 役員退職慰労金制度の廃止	<p>連結子会社である藤原製麺㈱は、平成23年4月開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を平成23年4月開催の定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。また、当該定時株主総会において、これまでの在任期間に応じた役員退職慰労金を各役員の退任時に支給することが決議されました。</p> <p>これにより、「役員退職慰労引当金」(45百万円)を長期未払金に振り替え、固定負債の「その他」に含めて表示しております。</p>
3. 法人税率の変更等による影響	<p>平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以後開始する連結会計年度より法人税率が変更されるとともに、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する連結会計年度においては、復興特別法人税が課税されることとなりました。これに伴い、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する連結会計年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が40.7%から38.0%に変更されております。また、平成27年4月1日以後開始する連結会計年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が35.6%に変更されております。</p> <p>この結果、当第3四半期連結会計期間末における繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は97百万円、再評価に係る繰延税金負債は70百万円それぞれ減少し、当第3四半期連結累計期間における法人税等が50百万円増加しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年12月31日現在)
現金及び預金勘定 8,974百万円 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 20	現金及び預金勘定 7,221百万円 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 50
現金及び現金同等物 8,954	現金及び現金同等物 7,171

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	291	7.75	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	295	7.75	平成22年9月30日	平成22年12月10日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	295	7.75	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	295	7.75	平成23年9月30日	平成23年12月9日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	食料品事業		
売上高			
外部顧客への売上高	51,462	95	51,557
セグメント間の内部売上高又は 振替高	6	0	7
計	51,468	96	51,565
セグメント利益又は セグメント損失()	3,470	14	3,455

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、外食事業であります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	3,470
「その他」の区分の利益又は損失()	14
セグメント間取引消去	0
四半期連結損益計算書の営業利益	3,455

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)

当社グループは、食料品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

なお、前連結会計年度において外食事業から撤退したことに伴い、「その他」に含まれている事業の区分を見直した結果、金額が極めて僅少であることから、食料品事業に含めて管理することとしたため、第1四半期連結会計期間より、従来の報告セグメントである「食料品事業」に含めております。

これにより、前第3四半期連結累計期間の「食料品事業」と「その他」の売上高及びセグメント利益又はセグメント損失は、当該変更が前年同四半期に行われたものとして遡及修正しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	52円00銭	67円10銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,966	2,556
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,966	2,556
普通株式の期中平均株式数(千株)	37,814	38,099

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年11月4日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 中間配当による配当金の総額 | 295百万円 |
| (2) 1株当たりの金額 | 7円75銭 |
| (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 | 平成23年12月9日 |

(注)平成23年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月10日

株式会社永谷園
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 麻生 和孝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 康一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社永谷園の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社永谷園及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。